（委員会提出議案第１号）

令和５年６月２３日

議長　須　永　宣　延　様

提出者　　都市建設常任委員会

委員長　田　中　　正

議案提出について

令和５年第３回市議会定例会（６月２３日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［委員会提出議案第１号］　建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める意見書

〔理　　由〕　建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求めるため

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める意見書

１９７０年から９０年にかけて年間約３０万トンという大量のアスベストが輸入されており、２００４年までに約１，０００万トンのアスベストが諸外国から日本に輸入され、主に建築物の建材に使用されてきた。

そして現在、アスベスト全面禁止となった２００６年９月１日以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事が問題視されている。

国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」があるが、対象建材が吹付け材等（レベル１）などに限定され、極めて不十分であり、石綿建材の多くが成形板等（レベル３）であることから、戸建てや小規模ビル等では補助対象とならない。

大気汚染防止法、石綿障害予防規則が改正され、石綿含有建材の調査報告対象が石綿含有成形板等（レベル３）まで拡大されている。また、解体改修時に石綿含有建材の有無に関し事前調査が義務化され、一定規模以上の工事を行う場合には、事前調査結果の報告も義務化された。このように、国は規制の強化を打ち出しているが、調査・除去費用は建築物の所有者等が負担することになる。

しかし、調査・除去費用を建築物の所有者等が負担することを避けるため、無届、違法工事が横行してしまえば、周辺住民や建設工事従事者の健康被害は計り知れないものとなる。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

１　国土交通省所管の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、アスベスト含有調

査・除去費用を石綿含有成形板等（レベル３）までを補助対象とし、国民の負担を軽減する措置を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年６月２３日

熊谷市議会

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　様
厚生労働大臣　様
国土交通大臣　様
環境大臣　様